三十六　銀行代理業者名　上原　恒子
主たる営業所又は事務所の所在地　大分県中津市本耶馬渓町跡田六百七番地三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十六年十一月四日
三十七　銀行代理業者名　齋藤　みち子
主たる営業所又は事務所の所在地　栃木県大田原市峯井千九十九番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十六年十二月五日
三十八　許可番号　関東財務局長（銀代）第七十一号
銀行代理業者名　根本　かよ
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県長野市大字西尾張部千六十四番地四
許可年月日　平成二十一年六月二十三日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十六年十一月二十八日
三十九　銀行代理業者名　佐々木　喜久惠
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県南佐久郡佐久穂町大字八郡五百八十七番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十六年十一月二十八日
四十　銀行代理業者名　後藤　さと
主たる営業所又は事務所の所在地　山形県酒田市臼ケ沢字池田通百十五番地の七
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十六年十二月一日
四十一　銀行代理業者名　小椋　民子
主たる営業所又は事務所の所在地　山形県西置賜郡小国町大字幸町七番地七
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十六年十二月一日
四十二　銀行代理業者名　發岩　昭雄
主たる営業所又は事務所の所在地　岩手県宮古市腹帯第一地割四十四番地十
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十六年十二月一日

○厚生労働省告示第八十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定に基づき、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表を次のように改める。

別表

指定居宅介護支援介護給付費単位数表

居宅介護支援費

イ　居宅介護支援費（１月につき）

(1)　居宅介護支援費(I)

㈠　要介護１又は要介護２　1,042単位

㈡　要介護３、要介護４又は要介護５　1,353単位

(2)　居宅介護支援費(II)

㈠　要介護１又は要介護２　521単位

㈡　要介護３、要介護４又は要介護５　677単位

(3)　居宅介護支援費(III)

㈠　要介護１又は要介護２　313単位

㈡　要介護３、要介護４又は要介護５　406単位

注１　(1)から(3)までについては、利用者に対して指定居宅介護支援（介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第46条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。）第14条第１項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者（法第46条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ　居宅介護支援費(I)　指定居宅介護支援事業所（基準第２条第１項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）において指定居宅介護支援を受ける１月当たりの利用者数に、当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の23第３項の規定に基づき指定介護予防支援事業者（法第58条第１項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）から委託を受けて行う指定介護予防支援（同項に規定する指定介護予防支援をいう。）の提供を受ける利用者数（基準第13条第26号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者数を除く。）に２分の１を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第２条第７号に規定する常勤換算方法で算定した員数をいう。以下同じ。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。

ロ　居宅介護支援費(II)　取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分について算定する。

ハ　居宅介護支援費(III)　取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分について算定する。

２　別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が２月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。

３　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

４　別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

５　指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（基準第18条第５号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数に加算する。